

令和4年度 第2回 紀美野町立中学校統合準備委員会

令和4年10月21日（金）
午後7:00～ 2B会議室

1 開会

2 統合準備委員会会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議事

（1）9月議会の報告について

（2）令和3年度の部会の報告について

（3）新準備委員会の体制について

・・・・・・・・新委員による統合準備委員会・・・・・・・・

（4）開校に向けた組織編制について

（5）紀美野中学校開校のスケジュールについて

（6）各部会による打ち合わせ及び協議

5 閉会

令和4年度紀美野町立中学校統合準備委員会委員名簿

No.	氏 名	所属等（第4条関係）	
1	兼本 得善	野上中学校育友会長※	
2	鞍 雄 介	美里中学校育友会長※	
3	北 久仁彦	野上小学校育友会長※	
4	大谷 佳久	小川小学校育友会長	
5	宇城 哲志	下神野小学校育友会長※	
6	若 林 豊	区長会 会長	
7	山 下 裕	区長会 副会長※	
8	横山 健司	区長会 副会長	
9	山下 育作	野上中学校区学校運営協議会長	
10	松本 守信	美里中学校区学校運営協議会長	
11	寫村 敏樹	野上中学校長※	
12	尾崎 弘和	美里中学校長※（現野上中学校長）	
13	北川 勝則	野上小学校長	
14	藪根 一仁	小川小学校長	
15	広瀬 真三子	下神野小学校長	
16	中屋 多加志	町在住野上中学校・美里中学校元校長	
17	小坂 佳子	町在住美里中学校元教頭	

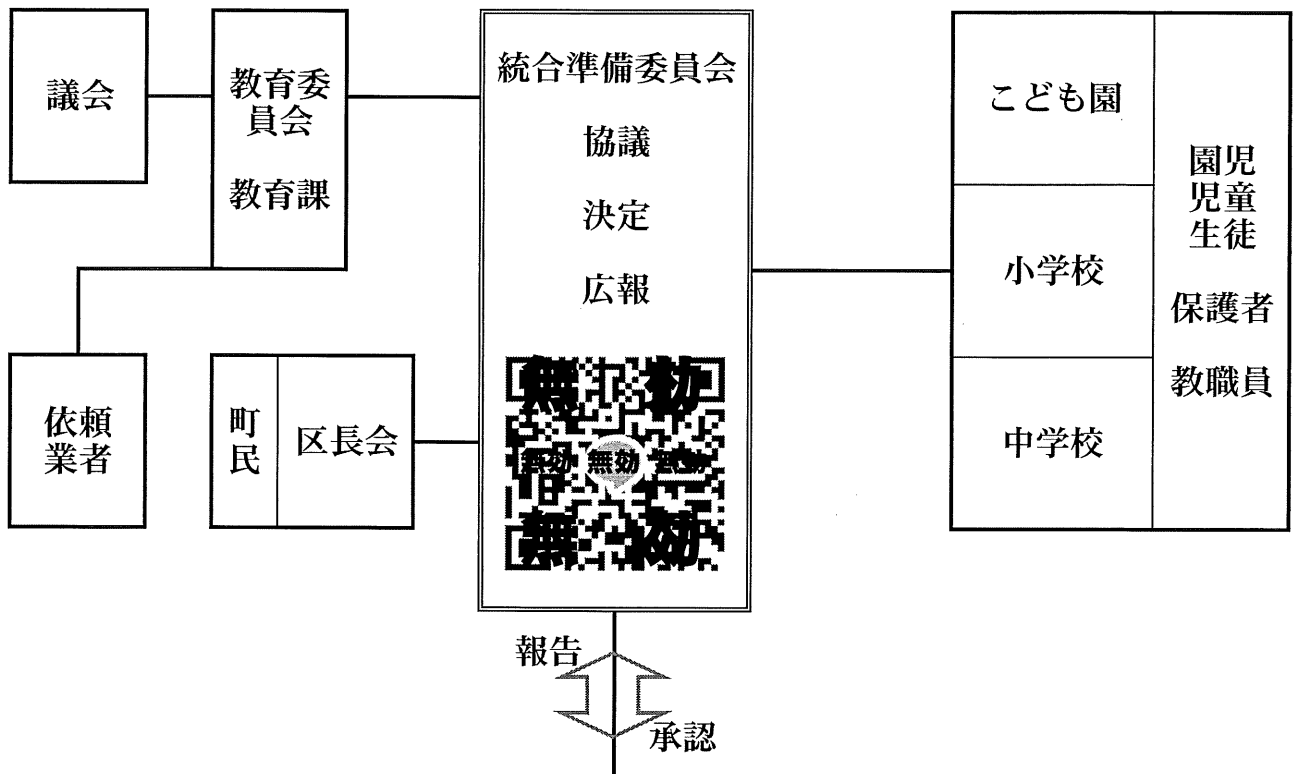
※令和3年度委嘱時所属

令和4年度紀美野町立中学校統合準備委員会委員新名簿

No.	氏 名	令和4年の所属等（第4条関係）	備考
1	山下 日出人	野上中学校育友会長	保護者の代表者
2	又野 寛	美里中学校育友会長	
3	西村 吉弘	野上小学校育友会長	
4	大谷 佳久	小川小学校育友会長	
5	小林 健一	下神野小学校育友会長	
6	阪田 拓哉	きみのこども園会長	
7	伊南 和真	こうのこども園会長	
8	若林 豊	区長会 会長	地域の代表者
9	横山 吉雄	区長会 副会長	
10	横山 健司	区長会 副会長	
11	山下 育作	野上中学校区学校運営協議会長	学校運営協議会
12	小椋 孝也	野上中学校学校運営協議会副会長	
13	松本 守信	美里中学校区学校運営協議会長	
14	中家 覚	美里中学校学校運営協議会副会長	
15	尾崎 弘和	野上中学校長	学校の代表者
16	喜多 智英	美里中学校長	
17	北川 勝則	野上小学校長	
18	藪根 一仁	小川小学校長	
19	広瀬 真三子	下神野小学校長	
20	中屋 多加志	元野上中学校・美里中学校長	教育委員会委嘱
21	小坂 佳子	元美里中学校教頭	
22	畠村 敏樹	元野上中学校・美里中学校長	
23	松尾 詩朗	元野上小学校長	

開校に向けた組織編制（案）

R4. 10月



	《部会1》	《部会2》	《部会3》	《部会4》
項目	校章 校旗	制服（夏・冬）	式典（閉校・開校）	P T A組織
	校歌 校訓	体操服（夏・冬）	記念誌編纂	P T A交流
	校色	バッグ（指定）	記念品展示	
		上靴		
		体育館シューズ		
代表者	鳶村	小坂	中屋 中家	松尾
事務局（教育課）	曲里 小西	小西 西岡 浦	曲里 浦	西田 西岡
部会員	松本、山下育 中学校長	山下育、小椋 阪田、伊南、西村、 大谷、小林、山下 日、又野 中学校長・教頭・教員	松本、山下育 若林、横山吉、横山 健 山下日、又野 中学校長・教頭	西村、大谷、小林、 山下日、又野 小中学校長・教頭 ※オブザーバー
LINEグループ 参加用QRコード				

紀美野中学校開校のスケジュール (案)

令和4年10月

野上中学校・美里中学校

紀美野中学校

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校児童	4年生	5年生	6年生	1年生(45人)
	5年生	6年生	1年生	2年生(56人)
	6年生	1年生	2年生	3年生(42人)
中学校生徒	1年生	2年生	3年生	
	2年生	3年生		
	3年生			

項目	検討主体	令和4年度			令和5年度					令和6年度					令和7年度
		10月	1月	3月	4月	7月	10月	1月	3月	4月	7月	10月	1月	3月	4月
条例案	議会・教育委員会	9月 教育委員会付議・議会上程			美里中学校校舎活用検討										
校名 学校運営協議会	小中学校長 運営協議会 教育委員会	《決定》 紀美野町立紀美野中学校			運営協議会組織検討					令和7年度 学校運営協議会設置案					設置 学校運営協議会 (新組織)
校歌	《部会1》 一 篇村 (曲里 小西)	歌詞の一部募集 (募集範囲) (回収方法) HPへ掲載 作詞:岸田氏再依頼 作詞作曲編曲予算			歌詞完成 作曲者決定					作曲完成 編曲					校歌完成 書家へ依頼(掲示用) 生徒による歌唱練習 吹奏楽用編曲依頼
校章 校旗	松本、山下育 中学校長	デザイン募集 制作者選考			校章原図作成 *デザイン予算					デザイン 業者依頼					校旗(2種) 依頼業者選考・決定 *作成予算
校訓 校色		校訓案・校色案 (中校長・教 委) *準備委員会承 認・決定			校訓決定					*作成予 算					書家へ依頼 設置
教育計画	中学校長・教頭 教職員・生徒会				令和7年度原案検討 (教育目標・行事・日課調整)					令和7年度案作成 (教育目標・行事・日課等試行・修正)					4月教育計画決定
校則		2中学校検討会議			《部会2》の進行→追加検討					内規案					4月校則決定 内規;継続的に修 正
制服 体操服 バッグ 上靴 体育館シューズ 他	《部会2》 小坂 (小西 西岡 浦) 山下育、小椋 阪田、伊南 西村、大谷、小林 山下日、又野 中学校長・教頭・ 教員	調査結果を基に 複数原案作成 準備委員会に報 告 ①制服 (新デザイン) ②体操服 ③バッグ ④上靴 ⑤体育館シューズ 児童生徒保護者 投票			制服等を決定 移行年度への導入 在校生対応検討 (教委) 《検討》 名札 自転車ヘルメット 自転車ステッカー					令和6年 度移行分 入学説明 会 決定 発注 (最終)					学生証 入学説明 会 在校生への対応 (教委)
指定校変更 通学支援バス	教育委員会 学校	令和5年度の運行計画作成 利用者把握 *運行予算			令和6年度の運行計画作成 利用者把握 *運行予算										
スクールバス					令和7年度運行体制検討										新経路で運用
通学路の安全 対策	教育委員会 (青少年センター)	教育委員会・学校・PTA 警察・町建設課・県要望			通学安全見守り体制・組織化の検討					通学安全見守り体制・組織化の準備					
閉校式典 記念誌 記念品展示	《部会3》 中屋 中家 (曲里 浦) 松本、山下育	記念誌の発刊・構成検討 (原稿依頼者の検討) 式典の開催日決定 内容検討 原案を準備委員会へ提案			閉校式次第・案内送付検討 記念誌資料構成・資料収集 記念品展示(場所・展示品)検討					案内(中学校) 記念誌印刷業者発注 記念品展示場所決定 式典準備 (生徒役 割)					閉校式 記念品展示 閉校式
開校式典	若林、横山吉、横山 健 山下日、又野 中学校長・教頭	開催日の決定			式典の内容検討 式典次第を準備委員会へ提案					案内 (教委)					開校式
小学校 PTA	《部会4》 松尾 (西田 西岡)	PTA組織のあり方 合同会議で検討			交流計画・交流事業 実施					交流計画・交流事業実施					
中学校 PTA	西村、大谷、小林 山下日、又野 小中学校長・教頭				交流計画・交流事業実施 PTA会費の繰越し用途検討					令和7年度PTA組織決定 PTA会費の繰越金の支出決定					授業参観 PTA総会
学校見学会	学校	11月を中心に授業見学日を設定			授業見学・交流学習参観日を設定					授業見学・交流学習参観日を設定					小学校交流参観
交流活動	学校	学年別に交流計画作成 交流実施			学年別交流実施 次年度交流計画					学年別交流実施					統合後も、小学校 の交流を継続
校舎等 改修検討	教育委員会 学校	先進事例調査 改修計画 *予算			改修計画の立案 玄関プレート・学校印 等備品 予算確保					改修 物品移動計画					物品移動
部活動	学校 教育委員会	部活動に関する検討 (朝練、部活動の種類、その他)			部活動に関する検討 部活動ユニフォーム (学校名変更・一新)					暫定的に実施					
生徒会	学校 生徒会				生徒会組織調整 中学校合同会議					生徒会組織調整・試行 合同生徒会議開催					閉校式典 運営 開校式典運営

(案)

令和 4 年 月 日

こども園
小 学 校 保 護 者 の 皆 様
中 学 校

紀美野町立中学校統合準備委員会
会 長 松 本 守 信

紀美野中学校開校に伴う制服等の意向調査のお願い

令和 4 年の 9 月議会において、令和 7 年 4 月 1 日に、野上中学校と美里中学校を統合し、現野上中学校の場所に紀美野町立紀美野中学校を新たに開校する条例案が、全会一致で可決されました。

これを受けて、紀美野町立中学校統合準備委員会が新たに発足し、紀美野中学校開校に向けて、様々な事項を決定していくこととなりますので、今後は、町ホームページで進捗状況をご確認ください。

さて、準備委員会の一つの部会では、紀美野中学校の「制服、体操服、バッグ、上靴、体育館シューズなど」について協議していきます。

つきましては、協議に先立ち、保護者の皆様の意向調査を実施し、いただいた意見を参考にして進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

なお、回答方法は下記のとおりです。また、質問内容は、別紙《質問・回答用紙》に記載しています。

※ 現在の制服、体操服、バッグについては、紀美野町ホームページ、または、下記 QR コードからご覧いただけます。

※ 複数のお子様が就園・就学されているご家庭には、本依頼書、及び、質問・回答用紙が重複送付される場合がありますが、1 家庭 1 回答をお願いします。

記

1 回答方法 【(1) ～ (3) のいずれか】

(1) 紀美野町ホームページから〇〇にアクセスして入力

http : (該当ページアドレス)

(2) 右の QR コードから〇〇にアクセスして入力

QR
コード

(3) 《質問・回答用紙》を園長・各校教頭あてに提出

2 回答期日 令和 年 月 日 () 12 : 00

紀美野町立中学校統合準備委員会事務局

(紀美野町教育委員会内) 電話 489-5910

《質問・回答用紙》

1 就園・就学中のお子様の所属について

当てはまる番号を回答欄1に記入してください。

(1) こども園 (2) 小学校 (3) 中学校

回答欄1 【 】 複数回答の場合あり

2 制服（冬）について

当てはまる番号等を回答欄2に記入してください。

- (1) 男子学生服・女子セーラー服は両校共に同じものを使用しているため、そのまま使用し、令和7年度の入学生及び2・3年生も含めて、女子のネクタイのみを新規に指定する。
- (2) 男女共に新しいブレザータイプの制服に替える。
 (ア) 令和7年度入学生のみ新制服に替える。
 (イ) 令和7年度の2・3年生も含めて新制服に替える。
- (3) その他（自由記述欄に内容をお書きください。）

回答欄2 【 】 記入例 (1) あるいは (2) - (ア) のように
自由記述欄

《参考》 制服の価格について （シャツ等含まず）

現行の制服（サイズ等により価格は異なります）		
	男 子	女 子
冬制服（上）	20,000 ～ 25,000 円程度	14,000 ～ 22,000 円程度
冬制服（下）	8,000 ～ 9,000 円程度	10,000 ～ 14,000 円程度
夏制服（上）		5,000 ～ 7,500 程度

ブレザータイプ（柄無し）	
冬制服（上）	25,000 円程度
冬制服（下）	11,000 ～ 13,000 円程度

R4 年 10 月時点の
参考価格です

3 体操服について

当てはまる番号等を回答欄3に記入してください。

- (1) 令和 7 年度の入学生から新たに指定する。2・3 年生については元の中学校の体操服を使用する。ただし買い換える場合には新しい指定の体操服を購入する。

その場合

- (ア) どちらかの学校の体操服に合わせる。
(イ) 新たなデザインを指定する。
(2) 令和 7 年度 2・3 年生も含め一斉に新たなデザインを指定する。
(3) その他（自由記述欄に内容をお書きください。）

回答欄 3 【 】 記入例 (1) - (ア) あるいは (2) のように
自由記述欄

--

《参考》 体操服について（男女兼用）

冬用の上下	9,000 ～ 9,500 円程度
夏用の上下	5,300 ～ 5,700 円程度

4 学校指定バックについて

当てはまる番号等を回答欄4に記入してください。

- (1) 令和 7 年度 2・3 年生は卒業するまで元の中学校で使用しているバックを使用する。令和 7 年度新入生については新たに指定する。

その場合

- (ア) どちらかの学校のバックに合わせる。
(イ) 新たにバックを指定する。
(2) 令和 7 年度 2・3 年生も含め一斉に新たな別のバックに替える。
(3) その他（自由記述欄に内容をお書きください。）

回答欄 4 【 】 記入例 (1) あるいは (2) - (ア) のように
自由記述欄

--

《参考》 指定バッグについて

野上中学校 指定バッグ	手さげバッグ…学用品 リュック型サブバッグ（色・形は自由）…体操服等	3,900 円
美里中学校 指定バッグ	手さげバッグ…体操服等 リュック型の黒色カバン…学用品	2,850 円 6,300 円

5 上靴、体育館シューズについて

現美里中学校では、保健体育の授業でも使用できる上靴を校舎・体育館兼用で使用しています。

現野上中学校では、保健体育の授業で使用する体育館専用シューズを上靴と区別して使用しています。これにより、現野上中学校（紀美野中学校）体育館は、新設されて30年以上経過していますが、フロアの状態は良好に保たれ、競技大会会場として利用されています。

町財産である施設の質を維持する観点から、紀美野中学校においても、生徒は体育館専用シューズを使用することが望ましいと考えます。

なお、現在使用の上靴と体育館シューズの価格は以下のとおりです。

現美里中学校	上靴	2,900 円
現野上中学校	上靴	2,200 円
	体育館シューズ	2,750 円

《部会案》

令和7年度入学生は、現野上中学校で使用している上靴・体育館シューズを購入・使用する。

美里中学校出身の令和7年度2・3年生については、

- * 現野上中学校で使用している上靴を購入・使用する。
- * 現美里中学校で使用している上靴を体育館シューズとして使用する。

ただし、体育館シューズを買い替える場合には、令和7年度入学生と同様とする。

※ 《部会案》以外の意見を自由記述欄へ簡潔にお書きください。

自由記述欄

保護者
児童生徒 の皆様
地 域

令和4年11月

紀美野町立中学校統合準備委員会
会長 松本 守信

紀美野中学校校歌にのせたい言葉の募集について

令和4年9月議会において、令和7年4月1日に野上中学校と美里中学校を統合し現在の野上中学校の場所に新設中学校（紀美野町立紀美野中学校）を開校する条例案が可決成立しました。

これを受けて、新たに紀美野中学校校歌を作詞・作曲することになりました。作曲者はまだ未定ですが、作詞者についてはすでに決定しています。

作詞は大阪体育大学 教育学部 教育学科 岸田正幸 特任教授にお願いしています。先生は、和歌山県立桐蔭中学校・高等学校校長を退職後、現職に就かれています。また、中央教育審議会教員養成部会の委員を務めるなど、教員養成に関わるかたわら全国大学国語教育学会会員や「燦（さん）」短歌研究会代表、毎日新聞和歌山版短歌選者、和歌山県歌人クラブの会長を務めるなど国語に深い造詣をもたれています。

作詞に当たっては、「生徒や保護者の皆さんが盛り込んでほしい思い入れのある言葉があれば、可能な範囲でやってみます。」とおっしゃってくれています。採用されるかどうかは分かりませんが、紀美野中学校校歌の歌詞として、皆さんの思いを募集します。

なお、応募方法、募集しめきり日は、下記の通りです。

記

1 応募方法

- (1) 紀美野町ホームページから
http: (該当ページアドレス)
- (2) 右の二次元コードから

2 応募内容

- (1) 校歌にのせたい言葉
- (2) その理由や思いがあれば書いてください

QR
コード

3 募集しめきり

令和4年11月30日（水）12:00

紀美野町立中学校統合準備委員会事務局
(紀美野町教育委員会内) 電話 489-5910

応募シート

「紀美野中学校校歌にのせたい言葉」

のせたい言葉

※ 理由や思いがあれば書いてください

言葉

理由や思い

言葉

理由や思い

(趣旨)

第1条 紀美野町立野上中学校及び美里中学校の統合を円滑に推進するための諸課題を協議するため、紀美野町立中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会の設置期間は、委員会の設置の日から統合準備及び統合後の課題対応等に関する事務が終了する日までとする。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の名称、校章、校歌に関すること。
- (2) 式典行事、記念誌に関すること。
- (3) 通学に関すること。
- (4) 施設、備品、制服、体操服、学用品に関すること。
- (5) PTA組織運営に関すること。
- (6) 生徒の交流活動に関すること。
- (7) 学校組織、部活動に関すること。
- (8) 校訓、教育目標、学校運営方針、学校行事に関すること。
- (9) その他統合に際し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員の定数は2025名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域の代表者
- (3) 学校運営協議会代表者
- (4) 学校の代表者
- (5) その他紀美野町教育委員会が認める者

3 委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 副会長の数は、委員会において定める。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員会において定める。

3 部会の種類及び調査検討事項は別に定める。ただし、委員会は、必要に応じて、これを変更することができる。

4 部会に部会長を置き、部会長は部会員のうちから互選する。

5 部会長は部会の事務を掌理し、必要に応じて調査検討結果を委員会に報告する。

(事務局)

第8条 委員会事務局は、教育委員会教育課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。（令和4年9月15日一部改正）